
令和 7 年度

町長施政方針

.....

令和 7 年 3 月

厚 真 町

(はじめに)

令和7年第1回厚真町議会定例会にあたり、新年度の町政執行に臨む所信を申しあげます。

町民の皆さま、町議会議員の皆さまには、平素より町政諸般にわたり特段のご理解とご協力を賜り、また日頃のご精励に対し、深く敬意と感謝を表します。

さて、長引く円安基調に加えて、各方面における人材不足、輸入資材の高止まりが想定を超える物価の高騰を招いており、国内における適正な経済成長と国民生活の向上に関しては、実質賃金の低迷やエンゲル係数の上昇など様々な影響をもたらし、中間・低所得者層にとって大きな足かせとなっています。世界では、大きな犠牲を強いる戦争や地域紛争が継続しており、米・中・ロなど大国のエゴイズムが、エネルギー・食料事情や様々な国際秩序を不安定化させています。こうした中であって、米・トランプ大統領の再登板や国内的には第2次石破政権が少数与党として誕生しました。国内外の不安定化が今後の暮らしや生活にどのように作用するかは未知数ですが、日本人としての誇りや寛容性、技術力や向上心、勤勉性や思いやりの心を大切に、私たちは世界の安定や人権の回復に努力を惜しまず、法の下での平等や世界平和を希求していくことが求められています。

本町は平成30年北海道胆振東部地震に見舞われ、7度目の春を迎えています。令和6年元旦に発災した能登半島地震の被災地の皆さまには、改めてお悔やみとお見舞いを申しあげますが、本町がそうだったように、全国民の英知を結集して、一刻も早い日常を取り戻していただきたいと願っています。

本町は、全国の過疎地域と同様に、引き続く人口減少や少子高齢化、高まる災害リスク、気候変動や物価高騰への対応に全力を傾注していますが、近隣地域への次世代半導体関連産業、グリーントランスフォーメーション（以下、「GX」という。）関連産業の集積という好機も迎えています。基幹産業振興、子育て政策などの分野別施策のほか、デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）やSDG's、循環型社会形成、カーボン・ニュー

トラルなどの施策横断的取り組みに加えて、二地域居住施策を新たな柱として社会経済環境の大きな変化にしなやかに対応しながら、町民の皆さまが安心して暮らし、未来に希望を持てるまちづくりを進めることが、私たちの責務であると考えています。

町民の皆さま、厚真町と連携していただける全国の皆さまとともに、「あつまる・つながる・まとまる、大いなる田園の町あつま」の基本理念を実現すべく、地域資源を最大限に活かしながら、この町のポテンシャルを開花させ、新しい価値を生み出すチャレンジを続けてまいりたいと思います。

関係機関の皆さまには引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげ、ここに令和7年度の主な施策についてご説明申しあげます。

平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興について

(復旧・復興事業の推進)

はじめに、胆振東部地震災害からの復旧・復興について申し上げます。

震災により本町に大きな爪痕を残した土砂災害や農業被害等に関する大規模な国、北海道施工の災害復旧事業は完了しましたが、森林再生や心のケアなど、なお長期間を要する課題にはこれからも丁寧に取り組んでまいります。

町が事業主体の宅地耐震化推進事業では、新町パークタウン地区は令和7年度中の完了を、ルーラルビレッジ地区は令和9年度の完了を目標としています。また、新たな大規模災害における孤立集落の発生を回避するため、厚真川左岸における町道の整備による道路の複線化を進める一方、減災対策として、ハビウ川等町が管理する河川の断面や曲線の改修、除木を進めてまいります。

森林再生については、令和8年度までを集中期間と位置づけ取り組みを継続してまいります。その後における森林造成や天然更新における効果的な取り組みについても、関係機関との連携を強化してまいります。

また、遅れていた百年記念公園の復旧は、民間の協力を得ながら環境の回

復に取り組んでまいります。

以上が災害復旧・復興関連の主な取り組みであります。以降は、分野別に主な施策や新規取り組みを中心に説明させていただきます。

令和7年度分野別行政施策について

人が輝くあつまを目指して

(子ども・子育て支援の充実)

子ども・子育て支援の充実について申し上げます。

国が示す『こども未来戦略』、『こども・子育て支援加速化プラン』への対応としては、令和7年度から11年度までを期間とする『第3期厚真町子ども・子育て支援事業計画』に基づく教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業のほか、厚真町版子育て応援給付金（幼児育成プログラム給付金）として、生後6ヵ月児から満3歳に達した年度末までの間、定額給付金を試行的に支給してまいります。

こども家庭センターは令和8年度の設置に向け準備中ですが、これまで同様に子どもや子育て世帯に対し切れ目ない支援を展開してまいります。

こども園につきましては、「こどもの育つ力をのばす」教育・保育力の向上のため、人材育成やそれぞれの園で特徴ある取り組みを推進し、両園が更に魅力的なこども園となるよう取り組んでまいります。

(生涯学習の充実)

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

学校教育では、GIGAスクール構想の第2期を見据え必要な機材の更新を実施し、その利活用を促進することで、児童生徒が自発的に学び、創造性を発揮できるよう教育環境を整えてまいります。

学校施設としては、バリアフリー化改修工事を昨年度に引き続き実施し、教育活動をはじめ災害時にも安全・安心に学校施設を利用できるよう防災機能の強化を図ってまいります。

社会教育では、令和6年度から取り組みはじめた厚真町アイヌ施策推進地域計画に基づき、各種資料整理や理解促進のための情報発信、普及啓発に積極的に取り組んでまいります。

スポーツ振興では、部活動の地域展開に向けて、地域クラブ設立準備委員会の取り組みを加速させ、町民と学校が一体となったスポーツ環境の体制整備に努めてまいります。

（まちづくり人材の育成）

次に、まちづくり人材の育成について申し上げます。

国は、『地域おこし協力隊』制度を地域振興や地方創生を促進する重要施策に位置づけています。本町でもこれまで、地域おこし協力隊制度を活用したローカルベンチャースクールを通じて、地域課題解決の担い手役となる起業家人材の発掘・育成を進めてきました。9年目を迎えた当該ローカルベンチャースクールでは、本町の持続可能な発展の一翼を担う人材が着実に育っています。現役、任期終了者を問わず隊員間の人的ネットワークを通して、人材が新たな人材を呼ぶ好循環が生みだされ、地域における社会的影響も確かなものとなってきています。

引き続きこの仕組みを発展させながら地域課題の解決に協力いただくとともに、中間支援的組織の活用により地域住民と協力隊のコミュニケーションや連携を促進させることで、任期終了後も地域住民から応援され、求められる環境を整えてまいります。

また、今年度も『地域活性化起業人』制度を活用し、引き続き都市部企業の即戦力人材のノウハウを活かし、各種施策の推進や行政課題の解決に活躍していただく予定です。

女性の社会進出は、社会全体の生産性向上や経済成長、社会のイノベーションに寄与することが期待されます。女性がその能力を最大限に発揮できる社会の実現を目指し、キャリア形成やリスクリング支援などの取り組みを通じて、

地域全体で女性の活躍を応援する仕組みを構築してまいります。

テレワークやマルチワーク、多拠点居住など都市住民のライフスタイルが変化する中、都市に不足するものと地方に眠るリソースを暮らしや働き方の視点から融合させる二地域居住は、地域の活性化や関係人口増加に寄与するだけではなく、生活空間に新たな息吹を吹き込み、故郷という得難い新たな価値を創造する取り組みとなります。

今年度は、二地域居住促進のための実施計画の策定、支える体制や仕組みの構築、情報発信やプロモーション、二地域居住の受け皿の準備などに取り組み、地域に眠る資産や行政サービスの余白を掘り起こし、二地域居住施策を地域の持続的発展につなげる戦略を構築してまいります。

健やかで安心なあつまを目指して

（高齢者福祉・介護、障がい者福祉の充実）

高齢者福祉・介護、障がい者福祉の充実について申し上げます。

多様化・複合化する住民のニーズに対応するため、町内外の福祉関係団体との連携のもと、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」、「アウトリーチなどを通じた継続的な支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業を引き続き推進し、あわせて厚真町高齢者保健福祉計画・厚真町介護保険事業計画 A9 プラン（令和6年度～令和8年度）の検証と関連機関の評価を行い、実施主体の適正化と自立支援、介護予防、重度化防止等に取り組んでまいります。

介護予防においては、高齢者が元気なうちから生きがいを持って様々な社会活動に参画することで、地域社会とつながりを持ち続けられる環境づくりが重要です。高齢者が自身の経験やスキルを活かして、支え手として活躍できるような通いの場の創出を支援するほか、移動支援サービスの提供等にも積極的に参画していただけるプラットフォームを整えてまいります。一方、支えられる側の高齢者が、個々の状況やニーズに応じて地域で様々なサービスを選択できるよう住民主体の支援体制の構築も図ってまいります。

障がい者福祉では、第7期厚真町障がい福祉計画・第3期厚真町障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）の中間年に当たりますが、これまでの検証を行いながら、障がい者基幹相談支援センターや東胆振圏域地域生活支援拠点センターなど相談支援を担う関係機関と一層の連携を図り、体制強化や必要なサービスの確保・充実に努めてまいります。

（保健・医療の充実）

次に、保健・医療の充実について申し上げます。

胆振東部地震の被災体験からくる心的外傷後ストレス障害（PTSD）の陽性者は減少してきているものの、道内の自治体と比較すると陽性者率は高止まり傾向であるため、支援を必要とされている方へのきめ細やかな個別支援を継続してまいります。また、ゲートキーパーの養成を継続するとともに、住民や地域の理解と協力を得ながら関係機関との連携を基本とした見守り体制・ネットワークを構築してまいります。

また、『第2期厚真町健康増進計画（健康あつま21）』の基本理念である「健やかな心のふるさとづくりで“健康長寿のまち”」の実現に向け、主に生活習慣病の発症予防と重症化予防について個別支援を中心に展開し、個人の健康促進と地域全体の健康意識の醸成を目指し、対策と効果の見える化を検討してまいります。

予防接種法の一部改正により、带状疱疹ワクチンが令和7年度から定期接種となりました。昨年度既に移行した新型コロナワクチンと同様に、対象者への情報提供を丁寧に行うとともに、関係機関と連携を密にしてまいります。

（国民健康保険事業）

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

昨年度から、保険料の算定方式のうち資産割分を廃止し、北海道が目指す保険料水準の統一に向けた取り組みを進めておりますが、急激な保険料負担増加を軽減するため、引き続き本町単独での激変緩和措置を講じてまいります。

また、持続可能な医療保険制度を堅持していくため、引き続き、被保険者の医療費水準などの地域特性を考慮し、保険者として町民の健康増進に向けた取り組みを強化してまいります。

みのり豊かなあつまを目指して

（農業農村の振興）

次に、農業農村の振興について申し上げます。

本町農業の持続的発展を図るため、『第8次厚真町農業振興計画』（令和4年度～令和8年度）に基づき、新たな農業・農村づくりへ向けた施策を展開してまいりましたが、令和3年末に明らかになった水田活用直接支払い交付金（以下、「水活交付金」という。）の見直し方針は、水田農業を中心とした本町農業に大きな影響を及ぼすことが明らかであることから、当面の対応として厚真町農業再生協議会の基本方針を決定し、当事者である水田耕作者のご理解とご協力を得て、緊急対応を概ね順調に進めてまいりました。並行して、先行した当該農業振興計画の一部改訂作業を行ってまいりましたが、先般、農業振興計画策定委員会から当該計画（増補版）案が答申されました。現行計画の人・食・システム分野において、近況の情勢変化を踏まえたそれぞれの重点課題を洗い出し、食と農の未来を拓く施策の提言がなされたところです。

本町では、現在も継続中の農地の大区画化や集積を図るための道営ほ場整備事業をはじめ、農業用水の安定供給を図ることを目的とした国営かんがい排水事業による厚幌導水路や水利施設の建設など、次世代につながる農業生産基盤整備と災害復旧事業に多くの時間と労力を費やしてまいりました。

国においては、令和6年に食料・農業・農村基本法を改正し、Ⅰ 農業の活性化や地域資源の高付加価値化を通じた所得と雇用機会の確保、Ⅱ 安心して地域に住み続けるための条件整備、Ⅲ 地域を広域的に支える体制・人材づくりや農村の魅力の発信等を通じた新たな活力の創出という3つの柱に沿った地域政策の統合化を目指し、改正法第2条に食糧安全保障の確保、第3条に

環境と調和のとれた食料システムの確立、第4条に多面的機能の発揮、第5条に農業の持続的発展、第6条に農村の振興を掲げ、基本理念としました。同時に食料供給困難事態対策法、農地関連法、スマート農業技術活用促進法も成立しています。これらの法改正等に基づき、新たな食料・農業・農村基本計画が策定され、基本理念の実現を図る観点から①我が国の食料供給、②輸出の促進、③国民一人ひとりの食料安全保障・持続可能な食料システム、④環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、⑤農村の振興の5つのテーマが設定されており、北海道としては当該計画の中で食料供給地域としての重点地域に位置づけることを要望しています。

この間において、特に水田農業施策では前述したとおり、「水活交付金」の見直し方針が打ち出され、水張りを軸とした対象水田の維持から、本年1月には「令和7年度以降の水張りは必須としない」ことなど、大きく方針転換が為されました。生産者の皆さまには危機感を持ってこれまで迅速に対応していただいたことに感謝申し上げます。今後においても国の動向を注視しながら、水田を中心とした農業の生産性向上と産地化、経営力強化の取り組みを加速してまいりますので、改めて関係者の皆さまには現行の厚真町農業振興計画並びに増補版に掲げる課題と施策展開へのご理解ご協力をお願い申し上げます。

増補版には、人づくり分野で農家後継者や新規参入者の受入体制強化、食づくり分野で土壌診断の推進等による畑作物生産体制の確立、耕畜連携による堆肥利用の拡大と生産基盤の強化、収穫量の増加を目指した産官学連携、システムづくり分野で土づくりに向けたみどりの食料戦略とゼロ・カーボンの推進、有害鳥獣被害防止対策、スマート農業の普及推進、GXの推進、地域づくり分野では10年先を見据えた地域計画の策定などが取り上げられており、国の新しい食料・農業・農村基本計画と軌を一にしていると言えます。

ここからは、本町における重要課題の取り組み方針に触れさせていただきます。担い手対策については、農業担い手育成センター開設以降18人の新規就農者を輩出してきたところですが、本年度も新たに2人が就農予定です。新規就農者が地域に定着し、早期に経営安定化を図るためには、農地の確保

が不可欠となりますが、優良な農地は、地域計画の目標地図においても地域内で集積が進む傾向がみられますので、就農地確保のための新たなアプローチが必要となります。新たな農地造成や低利用農地の整備など、農業者以外が所有する土地利用の可能性についても検討してまいります。また、農業者の減少が加速する中、本町の農地を維持していくため、耕種農業や酪農・畜産業を目指す新規就農者の確保・育成も必要です。具体的には、JAや新農業者育成協議会等の関係機関・団体と協力し、人口減少で活力が低下する地区や後継者が不在の経営体の意向を把握しながら、将来的な第三者継承も視野に、既存農業経営者の右腕となれる人材を育成するなど新たな仕組みづくりを模索してまいります。

エゾシカによる農業被害対策については、くくりわなの活用や有害鳥獣駆除に加えて、農業者とハンターの連携による捕獲事業に取り組んでおり、捕獲目標頭数を年々増頭し、被害額低減に努めています。一方、捕獲頭数の増加に伴い、埋設場所の不足が喫緊の課題となっていますので、将来的なジビエ加工につなげる第一歩として、今年度は周辺環境への影響を最小限にとどめた減容処理の実証的な取り組みを進めてまいります。

生産性の向上については、農業用ドローンの普及を後押しするとともに、ハウス内環境管理システムや水田の水管理システムを実証的に導入するなど、合理化と品質の向上の両立を目指す新たな営農モデルづくりに取り組んでいます。本年度も、省力化・省資源化に繋がるスマート農業の定着を目指し、広角的にDX化の効果検証を加速してまいります。

昨年10月、「厚真産ハスカップ」は、出願から8年の時を経て、ようやく地域団体商標に登録されました。地域団体商標のインセンティブを活かしてハスカップの付加価値を一層高めるとともに、高齢化が進む樹園地の継承を支援してまいります。

新町地区の最先端デジタル園芸栽培施設では、昨年6月に付加価値の高いイチゴ（キット信大BS8-9）の生産が開始され、新たな雇用も生み出されました。既に道内外資系ホテルへの販路も開拓されており、本町の新たな特産品となるよう関係機関と協力してまいります。

（畜産の振興）

次に、畜産の振興について申し上げます。

畜産の振興については、担い手の育成と生産基盤の強化を目的として、2ヵ年にわたり実施してきた畜産担い手育成総合整備事業により、新たな草地整備と公共牧場をはじめとする既存の草地改良を図りました。引き続き、酪農経営安定対策事業や和牛経営安定対策事業により、乳価と肉牛価格の高値安定化を図ってまいります。

（農業農村整備事業）

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

道営ほ場整備事業については、幌内沢、上鹿沼第1、上鹿沼第2の3地区で区画整備、設計業務を実施してまいります。また、龍神第1地区については令和7年度の採択に向けて計画樹立作業を継続してまいります。

龍神第2、厚和、下鹿沼地区については、令和9年度以降の採択に向け、土地改良区とともに地元へのサポートを実施してまいります。

また、防災重点農業用ため池整備事業により、軽舞第2貯水池の耐震対策工事にかかる設計業務を実施してまいります。

（森林の再生と林業の振興）

次に、森林の再生と林業の振興について申し上げます。

森林の再生については、令和3年度に策定した『胆振東部地震森林再生実施計画』に基づき、令和4年度から令和8年度までを集中期間と位置づけていますので、引き続き着実に取り組んでまいります。

路網整備については、林業専用道を約2,600m、森林作業道を約16,000m開設する予定です。森林造成については、町と森林組合で被害木整理を50ha、植林については69haを予定していますが、特に植林面積は実施計画より拡大し、森林再生と林業復興に全力を注いでまいります。

豊沢地区森林エリアの活用においては、森林を楽しむための町民向けイベ

ントを企画・実施するとともに、拠点施設の整備に向けた設計と既存管理道の改良などを進めてまいります。

また、ゼロ・カーボンの推進に向けた森林の新たな活用方法として、Ｊ－クレジット制度に則したクレジットの認証・発行のための計画策定に取り組んでまいります。

（野生鳥獣対策）

次に、野生鳥獣対策について申し上げます。

ヒグマ対策については、政府は市街地での銃を使った駆除を条件付きで可能にする法律の改正案を閣議決定しました。概要は市町村長がクマ等の銃猟をハンターに委託し、緊急銃猟ができることとしたものです。詳細はわかりませんが、少なくともハンターの危険は軽減されるものではなく、市町村の責任は大変重いものとなり、その効果についても疑問が解消されていません。

いずれにしても、引き続き野生鳥獣の生態系への配慮と地域住民にとって危険な個体の駆除を基本方針として対策を講じてまいります。

去年は、新たに市街地周辺へのヒグマ出没を想定し、警察、熊防除隊と連携した合同訓練に取り組み、駆除までの流れや役割を確認しました。本年も町民の安全な暮らしを守るため、関係機関と連携した取り組みを進めてまいります。

（水産業の振興）

次に、水産業の振興について申し上げます。

シシャモ漁については、海水温上昇が一因とみられる著しい資源の減少に直面し、令和５年に引き続き令和６年も休漁となり、漁業者にとって厳しい状況が続いています。関係機関により調査・分析が行われていますが、現在のところ漁の再開は不透明な状況が続いています。

本町における貴重な漁業収入源であるホタテ漁については、漁獲量確保と持続可能性の両立を図るため、昨年度、平成１７年以来となるホタテ稚貝放流事業を実施しました。本年度は、購入先での稚貝が大量へい死したことな

どにより、鵠川漁業協同組合厚真支所では必要な稚貝を確保することができないこととなりました。同所ではこの機会に稚貝採苗器材を導入し、同所の管理海区における稚貝養殖の実証事業に取り組むこととなりましたので、本町としても、同所の果敢な試みを支援してまいります。

（商工業の振興）

次に、商工業の振興について申し上げます。

昨年４月末、上厚真市街地にコンビニエンスストアを中心とする店舗がリニューアルオープンしました。地域住民や苫東関連企業の関係者などで客足も好調で、上厚真地区の利便性が向上するとともに、コミュニティスペースの利用も多く、新たな地域の拠点として活気づいており、上厚真地区のゼロ・カーボンビレッジ構想を中心とするオープンマインドなまちづくりに弾みがつくと考えています。

本町独自の地域通貨である「あつまるカード」は、現在３，７００枚が交付されており、その普及率は全道トップクラスとなっています。専用アプリケーションや現金チャージ機も導入されるなど、キャッシュレス決済の普及にも寄与していますが、全ての店舗での活用やイベント、行政サービスでの活用など町民目線での活用拡大を目指してまいります。また、決済方法の更なる多様化を推奨することで、域内経済循環と商圈として利便性の一層の向上を目指してまいります。

また、新たな顧客獲得や市場拡大を図るため、インターネット上で商取引を行う EC ビジネスやバーチャルモールの構築を支援してまいります。

（企業誘致と雇用機会の確保）

次に、企業誘致と雇用機会の確保について申し上げます。

多様化するワークスタイルの受け皿として、シェアサテライトオフィスなどの環境整備を進めてまいりましたが、新興企業や個人事業主の利用が好調です。働き方改革や二地域居住施策の展開に応じて、この流れをさらに拡大すべく、誘致活動や管理運用まで広角に業務を担う本格的なアウトソーシン

グを検討してまいります。

千歳市における次世代半導体生産拠点や苫東地域への関連企業進出は、本町にとっても地域経済活性化のチャンスと捉えており、企業誘致に必要な環境整備にも積極的に取り組んでまいります。

他方、町外から移住し起業する、或いは町民が起業する流れも続いています。こうした流れは地域経済の拡大と好循環につながりますので、引き続き起業家人材育成事業等により挑戦者の意欲を応援していくとともに、特に女性のリスキリングへの支援をしてまいります。様々な挑戦へのムーブメントを後押しすることで、所得の向上と雇用創出、更には地域経済の拡大に資する新進な気運を醸成してまいります。

また、既存の町内事業者に対する新規事業への支援も継続しながら、事業経営の安定化、雇用創出につながる環境づくりに努めてまいります。

（観光・交流のまちづくりの推進）

次に、観光・交流のまちづくりの推進について申し上げます。

「こぶしの湯あつま」では、外部塗装や浴室天井の張り替えなどにより外観はリニューアルしましたが、建設から28年が経過し、設備等の経年劣化とみられる不具合が発生することも多く、都度改修や補修を行っております。度重なる休館は施設の信用を失わせるだけに留まらず、健全経営に多大な損失を招きます。計画的な改修に努め、安定した運営と利用者の満足度の向上につなげてまいります。

厚真町観光協会が実施する「震災学習プログラム」は、本町独自の観光コンテンツとして旅行会社、教育機関、自治体等からのニーズが高まっています。引き続き、教育旅行の誘致を図りながら、被災地の教訓や震災の記憶を積極的に広め、社会全体の防災意識向上に貢献してまいります。

民間資本を投下し整備が続いていた大沼野営場が、昨年9月リニューアルオープンしました。豊かな自然を満喫でき、冬も含めて通年でキャンプを楽しめる特色ある施設として幅広い客層に好評を得ており、本町を代表する観光スポットになりつつあります。また、施設管理者からは地域貢献として町

民の基本使用料が無料となる優待制度が設けられましたので、この制度を利用して、多くの町民にご利用いただき、本町の魅力を体感いただくとともに、その魅力を内外に発信していただけることを期待しています。

「田んぼのオーナー」、「あつま田舎まつり」、「あつまルシェ」、「ランタン祭り・スターフェスタ」など、四季折々のイベントでは、町民はもとより町外からの多くの観光客が集い、賑わい創出、関係人口の増加に寄与しています。今後は、食文化に触れていただきながら、宿泊や広域観光の拠点としても評価をいただけるよう、発信力や連携を充実させ、魅力あるコンテンツづくりを促進してまいります。

快適に暮らせるあつまを目指して

(庁舎周辺等整備)

次に、庁舎周辺等整備について申し上げます。

役場庁舎及び文化交流施設を中心とした庁舎周辺等整備については、令和4年度に策定した『庁舎周辺等整備基本構想・基本計画』に基づき、令和5年度に『庁舎周辺等整備基本設計』を行いました。昨今の建築物価高騰の影響を受け、概算事業費が当初の想定よりも大幅に増嵩したことから、現在、役場庁舎及び文化交流施設の建築費の低減に向けて基本設計の見直しを進めているところです。特に文化交流施設の見直しにおいては、有識者と町民により構成される『文化交流施設等運営検討会議』を立ち上げ、必要とされる機能の再評価、省コストと効率化を図るとともに、施設完成後の運営方法や体制についても検討を進めているところです。また、施設整備において負担の大きいエネルギー関連設備の初期投資の平準化を図る新たなサービス・手法の導入を検討してまいります。

現庁舎の取扱いについては、令和5年度の耐震診断により、一定の耐震改修及び防水改修を行うことで今後も庁舎以外の活用が可能であることが明らかとなりました。令和6年度にその改修費用と維持管理経費を試算した結果、概算工事費で583百万円、20年間の維持管理経費で366百万円と見積

もられました。この結果を踏まえ、保存・活用について検討するため、広く町民からその活用主体としてのご提言を募集してまいります。

総合福祉センターについては、大集会室の改修を引き続き検討するとともに、現在進めている『文化交流施設等運営検討会議』における協議結果を踏まえ、文化活動に関わる機能の集約や移管についても再検討しています。

庁舎周辺等整備事業の今後のスケジュールについては、令和7年度に道路や駐車場などの外構の実施設計を行い、役場庁舎及び文化交流施設の基本設計の見直し成果を基に、7月以降に両施設合わせて実施設計と施工を一括発注するデザインビルド方式による業者選定を行います。その後の12月頃までに契約締結に至る予定です。関連施設の解体は令和8年度以後となる見込みであり、新庁舎に置き換わる青少年センターが最初となります。令和8年中には役場庁舎と文化交流施設を同時に着工、新庁舎は令和9年中の完成を、文化交流施設は令和10年3月完成を目指してまいります。全体のスケジュールに関しては代替施設での制約を考慮して、できる限りの前倒しに努めてまいります。

（都市計画の推進）

次に、都市計画の推進について申し上げます。

千歳市における半導体工場の進出に端を発した周辺地域へ関連産業の集積など、本町周辺の環境は大きく変化しつつあります。また国は、昨年、『広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律』を改正し、新しい時代の働き方や暮らし方の実現と地域活性化を両立するための新たな施策として「二地域居住」を打ち出しました。

こうした社会情勢の変化や時代の要請に柔軟に対応した都市構造への誘導を図るため、昨年に引き続き厚真町都市計画マスタープランの改訂作業を進め、年度内の完成を目指してまいります。

（道路・橋梁・河川の整備）

次に、道路・橋梁・河川の整備について申し上げます。

道路・橋梁については、幌内左岸線と富里線で構成する北部厚真川左岸道路の改築や豊川上厚真線の舗装補修など、5路線の整備を進めるほか、新町線並びに津波避難道路として整備を予定している浜1号線、浜3号線の測量調査設計の実施、官光橋及び奥高橋など4橋梁の長寿命化に取り組んでまいります。また、上厚真地区の共和団地周辺の排水機能向上のため排水系統調査を実施します。

河川については、ハビウ川で厚真川合流点から800mまでの区間のうち250mについて改修工事を実施するほか、これまでに引き続き崩壊した山間部からの土砂や倒木に対応するための浚渫や除木を進めることで氾濫リスクを軽減し、防災・減災としての効果を高めてまいります。

北海道が管理する道道については、厚真浜厚真停車場線の上厚真市街地から厚真インター方面へ延長約973mの改良工事が令和6年度までに完成し、令和7年度は延長約827mの改良工事が予定されています。また千歳鷗川線の本郷橋、厚真浜厚真停車場線の上厚真大橋、上幌内早来停車場線の龍神の森トンネルの補修工事が予定されています。

二級河川では、昨年度に引き続き、厚真川の二期改修と入鹿別川の掘削工、築堤工等の整備及び農道橋の架け替えが予定されています。

令和6年8月27日の豪雨による災害復旧関連では、高丘地区の災害復旧工事が、令和6年度内に完了する見込みとなっており、令和7年度は、準用河川チケッペ川の災害復旧工事を実施してまいります。

(公園・緑地の整備復旧)

次に、公園・緑地の整備について申し上げます。

公園は、多くの町民が集う憩いと交流の場であり、安全・安心に利用できるよう適切な維持管理に努め、長寿命化計画に基づく予防保全的な修繕や改修により、ライフサイクルコストの縮減と平準化を図ってまいります。

道内外から多くの利用がある浜厚真野原公園サッカー場については、排水性能改善に向けた改修工事を実施してまいります。

また、表町地区では、厚真大通線の整備完了に伴い、周辺の土地をパーク

ゴルフ場等の憩いの場としても活用可能な防災空地として整備するため、測量調査設計を実施してまいります。

（再生可能エネルギーの活用とゼロ・カーボンの推進）

次に、再生可能エネルギーの活用とゼロ・カーボンの推進について申し上げます。

再生可能エネルギーを5カ所の公共施設に供給する『エネルギー地産地消事業』は、被災を経験した自治体ならではの特色ある取り組みとして注目を集めています。災害時には町民の生活を守るため、自前で電力を供給し、公共施設の機能を維持する一方、平時には再生可能エネルギーの活用により、電力使用量の低減を図り、カーボン・ニュートラルに貢献します。この効果を最大化するために、昨年度から5カ所の公共施設で相互に電力を融通し合うノンファーム型連携の実現に向け準備を進めているところです。道内では初めての試みであり、関係事業者との技術的調整に時間を要しましたが、本年中に実運用を開始できる見込みです。

脱炭素社会の実現に貢献する地域づくりとしては、先に触れた『エネルギー地産地消事業』のほか、電動自動車を蓄電池として利用することで平常時も災害時も再生可能エネルギーを有効活用できる『ゼロカーボン・モビリティ導入事業』、上厚真ゼロカーボン・ビレッジ内におけるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）仕様の『子育て支援住宅整備』、家庭からの温室効果ガスの排出量削減と断熱性の高い快適な暮らしを両立する『住まいのゼロカーボン化推進事業』など、国や道の補助制度、民間寄付金などを活用しながら取り組みを進めてまいりました。本年度は、ZEH仕様の『子育て支援住宅整備』や『住まいのゼロカーボン化推進事業』の継続に加え、上厚真ゼロカーボン・ビレッジ内住宅地の一部分譲を開始するほか、老朽化が進む厚南会館のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化改修に必要な基本計画を策定してまいります。

（住環境の整備推進）

次に、住環境の整備推進について申し上げます。

前述の『住まいのゼロカーボン化推進事業』の他に、北海道胆振東部地震で被災した住宅復旧や耐震化、自宅用再生可能エネルギー設備の設置に対する支援を継続してまいります。

空き家対策では、利用可能な空き家に関する情報提供、取得等に対する支援により、未利用資産の流動化を図ってまいります。あわせて、現在、複数の担当部署にまたがっている住宅関連の相談窓口を一本化し、空き家相談会の開催、所有者と使用者のマッチング、取得やリフォーム等に関する相談支援等を一体的に取り組んでまいります。

他方、老朽化の進む空き家については、適切な管理を指導・助言しつつ、特定空き家に認定した危険家屋については除却を推進し、周辺環境の保全に努めてまいります。

また、移住定住や二地域居住の受け皿となる未利用資産の流動化を促進するため、空き家のリノベーションと賃貸を容易にする中間管理住宅制度を試行してまいります。

（簡易水道・公共下水道）

次に、簡易水道・公共下水道の整備について申し上げます。

簡易水道については、上厚真市街地ならびに上厚真地区の道道改良工事に伴う老朽管布設替えを実施してまいります。

公共下水道については、ストックマネジメント計画に基づき施設の更新を実施し、合併処理浄化槽の整備では、浄化槽市町村設置整備事業により公共下水道区域外の生活排水処理を推進しており、現在の町域における水洗化率は86.4%となっております。本年度も同事業のPR活動を展開し、浄化槽の設置促進を図ってまいります。

（地域公共交通の充実）

次に、地域公共交通の充実について申し上げます。

本年も『厚真町地域公共交通計画』に沿い、地域間幹線系統路線の維持・

確保に努めるとともに、地域公共交通活性化協議会での議論を重ねながら、域内交通網の充実・課題解決に向けた取り組みを総合的に推進してまいります。

デマンド交通として利用者が増加している「めぐるくん」は、運行データを解析しながら、更なる利便性向上に努めてまいります。

（交通安全対策）

次に、交通安全対策について申し上げます。

町民一人ひとりが、交通事故のリスクを自分事と捉え、他者への思いやりを持って交通ルールへの遵守と交通マナーの向上が図られるよう関係機関や諸団体と必要な取り組みを進め、交通事故死0が限りなく続く安全で安心なまちを目指してまいります。

（DXの推進）

次に、DXの推進について申し上げます。

近年の5G、衛星インターネットの普及や生成AIの急速な発達は、自治体業務のみならず、経済活動や国民生活にも大きな影響をもたらしています。単にアナログからデジタルへの置き換えにとどまらず、業務改革や地域課題の解決に積極的に活用していく必要があります。本町の行政サービスにおいては、各種証明書を早朝や夜間、土日でも町内外のコンビニで取得できるサービスを令和7年度に導入してまいります。

一方で、国における基幹行政システムのクラウドサービスへの移行により、イニシャルコスト・ランニングコストの増嵩が見込まれますので、各級の連携やコストに見合う業務改善を積極的に推進する必要があります。AIの活用やDXによる業務の再構築（BPR）、防災や減災業務への実装を目指してまいります。

地域課題への対応としては、産業分野での条件不利地域の解消、経済活動でのバーチャルモールの構築、情報リテラシーの向上、ニッチな地域福祉ニーズの見える化など、ローカルならではの人材不足や不利・不便さの解消に

向けて、各分野での試行を加速してまいります。

(防災対策)

次に、防災対策について申し上げます。

令和4年9月に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、本町が特別強化地域に指定されたことを踏まえ、令和6年3月に『厚真町日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画』、『厚真町津波避難対策緊急事業計画』及び『厚真町津波防災地域づくり推進計画』を策定しました。各計画を基に、高い防災意識のもと命を守るための施策をハード・ソフトの両面から推進してまいります。

本年度は、浜厚真地区において地域の住民や海岸利用者を対象とした津波緊急避難施設を着工するほか、第2期地区の避難路整備に必要な設計と誘導看板の設置や野原公園における防災無線の屋外拡声機の整備を行います。

『厚真町津波防災地域づくり推進計画』の第3期策定においては、厚真川右岸地域の事業者との協議を進めるほか、地域住民や事業者、サーフィン利用者などとの協議のうえ、実効性の高い避難マニュアルやルールづくりを進めてまいります。

近年の激甚化、頻発化する自然災害に対する防災・減災効果を高めるためには、町民の防災意識の醸成と地域のコミュニティ力の強化が不可欠です。引き続き自主防災組織設立やコミュニティタイムライン作成等を支援するとともに、北海道地域防災マスターなど防災・減災を推進する人材を育成するなど、自助、互助、共助、公助による防災・減災への細やかな取り組み、実践を図ってまいります。

また、本年度は、新町地区に新たに整備した災害備蓄品・支援物資の拠点保管施設となる防災備蓄倉庫の運用を開始します。

みんなで支えるあつまを目指して

(住民自治の推進)

次に、住民自治の推進について申し上げます。

人口減少や高齢化により、住民同士のつながりや地域コミュニティが希薄化し、地域では高齢者を中心に身近な生活上の問題が顕在化しています。こうした課題に対応するため、福祉分野や民間によるコミュニティビジネスとの連携を強化するとともに、集落支援員制度を活用した地域サポーターの配置など、共助・互助による地域の課題解決力の向上に資する新たな仕組みを試行してまいります。

住民自治は、迅速で正確な行政情報と広聴活動に支えられています。町民参画を促進するためにも広報紙だけでなく、各種メディアを効果的に活用した広報活動によって住民の皆さまとの情報共有に努めるとともに、町政懇談会や町政モニター等の広聴活動に取り組んでまいります。

(行財政運営の健全化)

次に、行財政運営の健全化について申し上げます。

胆振東部地震による災害関連事業である宅地耐震化推進事業、被災森林再生事業、庁舎周辺等整備事業及び日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震といった大規模な自然災害に備えた防災・減災対策等、しばらくは一定規模の臨時的財政需要が見込まれます。

歳入では、町税の減少が見込まれますが、地方交付税については、災害復旧債や過疎債の償還にかかる基準財政需要額への算入により増額する見込みですが、地方債については、当面の間、国営かんがい排水事業、宅地耐震化推進事業、庁舎周辺再編整備事業等の大型事業に必要な相当額を調達しなければなりません。

歳出では、地方財政措置を見込める災害復旧事業をはじめ、道営ほ場整備事業、統合簡易水道事業、国営かんがい排水事業を含む過疎対策事業等の償還により今後公債費が増嵩すると想定していますが、公債費等として基準財政需要額に高率で算入されますので、正しく恐れるという意味では主要財政指標の動向に留意していく必要があります。

災害復旧と復興を最優先課題にすると同時に、人口減少対策やDXを活用した地域社会の課題解決、ゼロ・カーボンや二地域居住施策などの地方創生のさらなる推進は持続可能な地域づくりのために必要不可欠ではありますが、より効果的な財政出動が求められます。当面は、国や北海道の支援を最大限に活用しながら、本町の資産形成が現役世代と将来世代にとって有益で公平な負担となるよう十分な配慮を心がけてまいります。

また、公共施設等を最大限に有効活用するため、平成29年に策定した『厚真町公共施設等総合管理計画』の次期計画を策定し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、公共施設等の老朽化の現状や施設整備における課題などを明確にし、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減・予算の平準化により、町政運営の健全化を図ってまいります。

あわせて、行政サービスの質の向上を図り、町民の信頼に応え、時代の要請に的確に対応するためには、職員の資質向上が不可欠です。人事評価制度の適切な運用による人材育成・能力開発を進めるとともに、職員個々の経験や特性に合った研修を実施するなど、職員の意識改革に取り組んでまいります。

(おわりに)

以上、令和7年度の町政執行に対する私の基本的な考え方と主な施策について、その概要を申しあげました。

本年は、令和8年度以降の新たなまちづくりの方向性を示す『第5次厚真町総合計画』の策定年となります。エネルギー安全保障と食料安全保障を担うこのまちで「100年先も安心して暮らし続けられる厚真町」、「好奇心を満たしてくれる先駆的な取り組みがあふれる厚真町」、「笑顔があふれぬくもりを感じられる厚真町」の実現に向け、総合計画を策定するプロセスを通じて本町の将来像を町民の皆さまと共有しつつ、町職員と一丸となって町政執行に邁進してまいりますので、町民の皆さまならびに町議会の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申しあげ、町政執行方針の説明いたします。